新潟市西新潟市民会館施設利用に関する確認事項

	確認事項	内　　容
1	主 催 者 名	（※申請者と違う場合，記入してください。）
2	催 し 物 名	（※特に要領がある場合，記入してください。記入のない場合は，団体名で表示します。）
3	催し物の内容	（※具体的に記入してください。）
4	駐車場利用見込み台数	（※駐車場は会館使用者共有で約48台分です。そのため，会館の使用状況によって駐車場のスペースを制限する場合があります。） 約　　台 ◆駐車場を利用する場合は，事前打ち合わせでも確認をさせていただきます。
5	営利・宣伝目的ですか	（※会社等の会合や教室等の発表会なも営利目的となります。） ・営利，宣伝目的である。　　・営利，宣伝目的ではない。
6	参加費・入場料の有無	・有 ⇒ 参加費・入場料 ⇒ ・1人　　円 ・ 未定 ・無
7	販売行為の有無	（※販売行為は原則禁止されております。ただ，内容により容認する場合もありますので，その際は職員に相談してください。） ・有 ⇒ 販売物の内容〔　　〕 ・無
8	催し物のPRの有無	・有 ⇒ PR方法を記入〔　　〕 ・無
9	持ち込み備品の有無	・有 ⇒ 主な備品の内容〔　　〕 ・無
10	報道等取材の有無	・有 ⇒ 主な取材内容〔　　〕 ・無
11	西新潟市民会館の利用案内を確認しましたか	・確認のうえ，順守する ・確認していない
12	多目的ホール使用打ち合わせ日程	（※多目的ホール使用は，市民会館ホール担当との打ち合わせが必要になります。希望日時をご記入ください。希望に添えない場合はこちらから連絡いたします。） 平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 ・ 未定 ※原則は利用日の1ヶ月前から10日前までとなります。
13	ギャラリー使用打ち合わせ日程	（※ギャラリー使用は，市民会館ギャラリー担当との打ち合わせが必要になります。希望日時をご記入ください。希望に添えない場合はこちらから連絡いたします。） 平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分 ・ 未定 ※催し物を円滑に進行させるため，打ち合わせは利用日の1ヶ月前以降の早い時期にお願いします。
14	その他，特記事項	（※その他，特記事項があればご記入ください。）
15	新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき行政事務全般からの暴力団排除措置を講じています。 右の事項をご確認のうえ，□に「✓」をご記入ください。	□ 暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）の利益となると認められる行為は行いません。また，自己又は自己の団体の役員等は，暴力団，暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。 □ 許可にあたり，又は許可した後に，この利用が暴力団の利益となるかどうかの確認のため，申請書に記載されている情報について新潟県警察本部に照会がなされることがあることに同意します。また，当該照会に関し，役員等の名簿の提出を求められた場合は，指定された期日までに提出します。

【施設使用料についての注意事項】

当館は施設の利用許可申請をした段階で施設使用料が発生します。

ただし、下記の場合は使用料が発生しません。

① 新潟市西新潟市民会館条例（以下「条例」という。）第7条第2項の規定により利用の許可を取り消した場合

② 利用者がその責めに帰することのできない理由によって利用できなかった場合

③ 利用者が利用開始日の30日前までに条例第5条の規定による利用の取止めの申出をした場合